

医療法人清仁会 医療安全管理指針

(1) 安全事故防止対策に関する基本姿勢

医療現場では、医療従事者の些細な不注意等が、医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保する為の普段の努力が求められている。さらに日常診療の過程においていくつかのチェックポイントも設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。

本指針はこのような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。本院においては病院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ必要な医療を提供していくものとし全職員の積極的な取り組みを要請する。

(2) 組織及び体制

本院における医療安全管理対策を総合的に企画・実施するために、「医療安全管理委員会」を設置する。また、同委員会は下記の部会で構成する。

- ① 医療事故防止対策委員会
- ② リスクマネージャー会議
- ③ 院内感染対策委員会
- ④ 褥瘡対策委員会

(3) 委員会及び部会の活動

委員会及び部会の活動は、各委員会及び各部会の基本指針及び規程に基づき行動するものとする。

平成 20 年 4 月 1 日 作成

平成 29 年 4 月 1 日 改正